

小規模企業共済・経営セーフティ共済

年末のお問い合わせ対応のお知らせ

日頃より中小機構が運営する小規模企業共済制度、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

両共済へのお問い合わせは、コールセンター（共済相談室）で承っておりますが、**年末の最終営業日**は、以下のとおりとなりますので、ご案内いたします。

皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

年末年始のお問い合わせ対応

	令和7年（2025年）		令和8年（2026年）
	12/26 （金曜）	12/27 （土曜） ～ 1/4 （日曜）	1/5 （月曜）
コールセンター （共済相談室）	通常どおり	休業いたします	通常どおり
ホームページ （共済サポートnavi）	通常どおり		
お問い合わせフォーム 及び資料請求フォーム （WEBフォーム）	フォーム送信はできますが、 ご回答は令和8年1月5日以降となります		通常どおり
小規模企業共済制度 プッシュフォン電話の 定型書類の自動発送	通常通りご利用いただけますが、 資料発送は令和8年1月5日以降となります		通常どおり

皆さまへのお願い

- ・12月29日（月曜）及び30日（火曜）につきまして、当該日に営業している委託機関（委託団体、代理店）にて各種お手続きをいただけますが、お問い合わせのご対応は、上記の通りとなります。このため、お手続きに疑問が生じた場合にコールセンターが対応できませんので、ご加入希望のお客さま、お借入希望のご契約者さまにおかれましては、なるべく、12月26日（金曜）までのお手続きをお願いいたします。
- ・11月から12月に、オンラインにより新規加入及び掛金月額を増額をお申込された場合、掛金の口座振替（引落し）の開始が翌年（令和8年）1月以降となりますので、令和7年分の所得控除の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・これまで年末に多く寄せられたお問い合わせとご回答は、次ページをご覧ください。
また、ホームページ（共済サポートnavi）においても「よくあるご質問」を掲載しております。



小規模企業共済

Q 12月に新規加入や掛金月額増額を申込み、令和7年分の所得控除の対象としたいのですが。

A 掛金の口座振替（引落し）の開始が翌年（令和8年）以降となりますので、令和7年分の所得控除の対象とする場合には、12月中に現金による掛金納付が必要となります。年末に休業される委託機関（委託団体、代理店）もございますので、なるべくお早めのお手続きをお願いします。当機構がお問い合わせに対応している12月26日（金曜）までのお手続きをお願いいたします。なお、オンラインによる新規加入及び掛金月額増額のお申込みについては、口座振替（引落し）手続きとの関係上、10月申込までが令和7年の所得控除の対象となります。

Q すでに契約しており、12月に掛金前納をしたいのですが。

A 「掛金一括納付申請書」のご提出が必要です。令和7年分の所得控除の対象とする場合は、11月20日（木曜）までに中小機構にご郵送（必着）ください。なお、当該日以後に到着した場合、年内のお手続きはできかねますので、余裕をもったお手続きをお願いいたします。

Q 12月に残高不足等で口座振替（引落し）ができなかった場合はどうなりますか。

A 令和7年分の所得控除の対象とする場合は、12月中の掛金納付が必要です。12月の口座振替日12月18日（木曜）に振替（引落し）ができなかった場合、年内（12月中）に再振替はございませんので、ご注意ください。なお、口座振替できなかった掛金の再請求スケジュールは、共済サポートnavi（以下リンク）においてご確認ください。



FAQ [掛金の口座振替（引落し）日に、引き落としができませんでした。](#)

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

Q 12月に前納掛金が残高不足等で口座振替（引落し）ができなかった場合はどうなりますか。

A 個人事業主の場合、口座振替（引落し）できなかった掛金は、令和7年分の必要経費に算入することができません。



FAQ [掛金は税法上どのように取り扱われますか。](#)

次回の掛金は、翌々月（令和8年2月）にご請求いたします。具体的なご請求のスケジュールは、共済サポートnavi（以下リンク）においてご確認ください。また、再度の前納を希望される場合は、改めて掛金前納申出書をご提出ください。



FAQ [掛金が口座から引き落とせなかった場合はどうなりますか。](#)

Q 令和8年1月に掛金の前納を希望する場合、中小機構への書類提出期限はいつになりますか。

A 令和8年1月5日（月曜）が登録取扱機関から中小機構への提出期限（必着）となります。当該期限までに中小機構に「掛金前納申出書」が到着するように、登録取扱機関にご提出願います。年末年始を挟みますので、余裕をもったお手続きをお願いいたします。なお、掛金月額変更やオンラインによる申請期限も同日となります。

Q 12月に解約や一時貸付を申込み、年内に資金を受け取りたいのですが。

A 通常、解約や一時貸付に係る請求書及び添付書類が中小機構に到着して、不備等がなければ、到着後2週間程度で送金のお手続きを行います。委託機関を経由して解約を申込みの場合は、中小機構に書類が到着するまでにお時間がかかることもありますので、なるべくお早めのお手続きをお願いいたします。

その他（両共済に共通すること）

Q 申込書類等の書類を取り寄せたい。

A ホームページ（共済サポートnavi）より資料請求いただけます。年末のご請求の場合、資料の発送は令和8年1月以降となります。またパンフレット等の一部資料はダウンロードできます。